徳島県告示第５６１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者の指定について、同法第２４３条の２の３第１項の規定により、次のとおり指定を取り消した。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

名　称	住　所　又　は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定取消年月日
株式会社ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番１号	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の20に定めるもの以外の歳入等（寄附金及び貸付金の元利償還金を除く。）の収納事務	令和８年７月１日